

愛知県融資制度・経済環境適応資金 パワーアップ資金【商店街】

県の「活性化モデル商店街」の指定を受けた商店街等とその個店を応援します！

対象

- 県の「活性化モデル商店街」の指定を受けた商店街振興組合、事業協同組合、及びその組合員である個店（※）
- 県の「活性化モデル商店街」の指定を受けた商工会・商工会議所に所属する会員のうち小売業・サービス業を営む個店（※）
- 県の「活性化モデル商店街」の指定を受けたまちづくり会社（※）



（※）組合・個店・まちづくり会社の方は、中小企業信用保険法第2条第1項で定められた中小企業者であることが必要です。

中小企業信用保険法第2条第1項で定められた中小企業者の定義（会社又は個人の場合）

（業種：従業員規模・資本金規模）

- 製造業・建設業・運送業：300人以下又は3億円以下
- 小売業：50人以下又は5,000万円以下
- サービス業：100人以下又は5,000万円以下
- 卸売業：100人以下又は1億円以下

「活性化モデル商店街」とは・・・

商店街の活性化に向けた意欲ある商店街のうち、他の商店街等から目標とされるような成功例となり得る可能性（商店街のビジョン、事業計画等）を持った商店街のことです。
具体的には、市町村から提案される商店街活性化プランについて、外部有識者による審査を行った上で「活性化モデル商店街」として指定します。
指定された場合、事業計画期間中は補助制度等を活用し、重点的な支援を行います。



制度の概要

金利上限のみ設定しているため、銀行等の判断で柔軟な利率適用も可能！

資金用途	事業上の設備資金及び運転資金									
融資限度額	1億5,000万円（他のパワーアップ資金（一部を除く。）の残高を含む。）									
融資期間・利率	5年以内 年1.1%以内			7年以内 年1.2%以内						
	10年以内 年1.3%以内（設備資金のみ）									
信用保証	原則として、信用保証協会による信用保証を要します。（一般保証を利用）									
保証料率	中小企業に関する日本最大のデータベースである「CRD」の評価結果に基づき、料率区分1～9のいずれかの保証料率となります。									
	料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	保証料率	1.74	1.56	1.40	1.25	1.05	0.85	0.69	0.53	0.38
返済方法	分割返済（1年以内の据置期間を設けることができます。）									
担保	原則として、不要です。（信用保証協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。）									
保証人	原則として、法人代表者以外の連帯保証は不要です。									
責任共有制度	対象									
必要書類	<p>「活性化モデル商店街」に指定されていることの証明書（「様式第10」）</p> <p>＜融資申込みの前に＞</p> <ul style="list-style-type: none"> • 様式第10を作成の上、愛知県商業流通課にて証明を受けてください。 • なお、指定を受けた商店街振興組合・事業協同組合に属する個店の方が申請される場合は、所属元において、組合員である旨の証明を受けてください。この組合員である旨の証明は、組合員である旨を確認できる書類（組合員名簿等）の添付により代えることができます。（指定を受けた商工会等に属する小売業・サービス業を営む個店の方も同様です。） 									
申込受付機関	取扱金融機関の県内各店舗又は愛知県信用保証協会									

《《 是非お問い合わせください！ 》》

パワーアップ資金【商店街】については・・・

- 愛知県 商業流通課 商業指導グループ ☎052-954-6336
- [信用保証について] 愛知県信用保証協会 総合相談窓口 ☎0120-454-754

活性化モデル商店街については・・・

- 愛知県 商業流通課 街づくりグループ ☎052-954-6338

「活性化モデル商店街」の指定を受けていることの証明は、「証明申請書（様式第10）」が必要です。



様式は次のHPからダウンロードしてください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinyu/yushi.html>

「活性化モデル商店街」の指定は、次のHPで確認できます！

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogyo/0000076968.html>

愛知県の制度融資については、次のHPをご覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinyu/yushi.html>

